

地方公務員法の一部改正等に伴う関係規則の整備に関する規則をここに
公布する。

令和4年12月27日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第39号

地方公務員法の一部改正等に伴う関係規則の整備に関する規則

(瀬戸市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 瀬戸市職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年瀬戸市規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(時間外勤務を命ずる際の考慮) 第8条の3 <省略> 2 任命権者は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員及び任期付短時間勤務職員(育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員をいう。)(以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。)に時間外勤務を命ずる場合には、定年前再任用短時間勤務職員等の正規の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。 (年次有給休暇の日数)	(時間外勤務を命ずる際の考慮) 第8条の3 <省略> 2 任命権者は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。)に時間外勤務を命ずる場合には、再任用短時間勤務職員等の正規の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。 (年次有給休暇の日数)
第11条 条例第12条第1項第1号の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)と	第11条 条例第12条第1項第1号の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)と

する。ただし、その日数が労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

(1) 齊一型短時間勤務職員（定年前再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。） 20日に齊一型短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数

(2) 不齊一型短時間勤務職員（定年前再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等のうち、齊一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。） 155時間に条例第2条第2項から第4項までの規定に基づき定められた不齊一型短時間勤務職員の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、7時間45分を1日として日に換算して得た日数

2 前項の規定にかかわらず、法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定による採用後の勤務が退職以前の勤務と引き続くものとされる者の当該採用された年における年次有給休暇の日数は、当該採用後の勤務と退職以前の勤務とが引き続くものとみなした場合における日数とし、当該採用に当たって、改めて年次有給休暇を付与しないものとする。

3 条例第12条第1項第2号の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

(1) <省略>

(2) 当該年において地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等（条例第12条第1

する。ただし、その日数が労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

(1) 齊一型短時間勤務職員（再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。） 20日に齊一型短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数

(2) 不齊一型短時間勤務職員（再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等のうち、齊一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。） 155時間に条例第2条第2項から第4項までの規定に基づき定められた不齊一型短時間勤務職員の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、7時間45分を1日として日に換算して得た日数

2 前項の規定にかかわらず、法第28条の5第1項の規定による採用後の勤務が退職以前の勤務と引き続くものとされる者の当該採用された年における年次有給休暇の日数は、当該採用後の勤務と退職以前の勤務とが引き続くものとみなした場合における日数とし、当該採用に当たって、改めて年次有給休暇を付与しないものとする。

3 条例第12条第1項第2号の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

(1) <省略>

(2) 当該年において地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等（条例第12条第1

項第3号に規定する地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等をいう。以下この条において同じ。)となった者であって引き続き新たに職員となったもの 地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等となった日において新たに職員となったものとみなした場合におけるその者の在職期間に応じた別表第1の日数欄に掲げる日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数(この号に掲げる職員が定年前再任用短時間勤務職員等である場合にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、市長が別に定める日数)(当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数)

4及び5 <省略>

6 条例第12条第1項第3号の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数(その日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数)とする。

(1) <省略>

(2) 定年前再任用短時間勤務職員等 その者の勤務時間等を考慮し、市長が別に定める日数

7 <省略>

第11条の2 次の各号に掲げる場合において、1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数(以下「勤務形態」という。)が変更されるときに当該変更の日以後における職員の年次有給休暇の日数は、当該年の初日に

項第3号に規定する地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等をいう。以下この条において同じ。)となった者であって引き続き新たに職員となったもの 地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等となった日において新たに職員となったものとみなした場合におけるその者の在職期間に応じた別表第1の日数欄に掲げる日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数(この号に掲げる職員が再任用職員(法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。第6項第2号において同じ。)又は任期付短時間勤務職員(条例第2条第4項に規定する職員をいう。)である場合にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、市長が別に定める日数)(当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数)

4及び5 <省略>

6 条例第12条第1項第3号の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数(その日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数)とする。

(1) <省略>

(2) 再任用職員及び任期付短時間勤務職員 その者の勤務時間等を考慮し、市長が別に定める日数

7 <省略>

第11条の2 次の各号に掲げる場合において、1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数(以下「勤務形態」という。)が変更されるときに当該変更の日以後における職員の年次有給休暇の日数は、当該年の初日に

当該変更の日の勤務形態を始めた場合にあつては前条第1項から第3項までに規定する年次有給休暇の日数に次条の規定により当該年の前年から繰り越された年次有給休暇の日数を加えて得た日数とし、当該年の初日後に当該変更後の勤務形態を始めた場合において、同日以前に当該変更前の勤務形態を始めたときにあつては当該日数から当該年において当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、次の各号に定める率を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とし、当該年の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときにあつては当該勤務形態を始めた日においてこの項の規定により得られる日数から同日以後当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、次の各号に定める率を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。

- (1) 定年前再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等以外の職員が1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である育児短時間勤務（以下この条において「斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が斉一型育児短時間勤務若しくは斉一型短時間勤務（育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。次号において同じ。）を終える場合 勤務形態の変更

当該変更の日の勤務形態を始めた場合にあつては前条第1項から第3項までに規定する年次有給休暇の日数に次条の規定により当該年の前年から繰り越された年次有給休暇の日数を加えて得た日数とし、当該年の初日後に当該変更後の勤務形態を始めた場合において、同日以前に当該変更前の勤務形態を始めたときにあつては当該日数から当該年において当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、次の各号に定める率を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とし、当該年の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときにあつては当該勤務形態を始めた日においてこの項の規定により得られる日数から同日以後当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、次の各号に定める率を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。

- (1) 再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等以外の職員が1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である育児短時間勤務（以下この条において「斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が斉一型育児短時間勤務若しくは斉一型短時間勤務（育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。次号において同じ。）を終える場合 勤務形態の変更後にお

<p>後における1週間の勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における1週間の勤務日の日数で除して得た率</p> <p>(2) <u>定年前再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等</u>以外の職員が<u>斉一型育児短時間勤務</u>以外の育児短時間勤務（以下この条において「<u>不斉一型育児短時間勤務</u>」という。）を始める場合、<u>不斉一型育児短時間勤務</u>をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする<u>不斉一型育児短時間勤務</u>を始める場合又は<u>育児短時間勤務職員等</u>が<u>不斉一型育児短時間勤務</u>若しくは<u>育児休業法第17条</u>の規定による短時間勤務のうち<u>斉一型短時間勤務</u>以外のものを終える場合 勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率</p> <p>(3)及び(4) <省略></p> <p>2 <省略></p> <p>別表第1（第11条関係）</p>	<p>ける1週間の勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における1週間の勤務日の日数で除して得た率</p> <p>(2) <u>再任用短時間勤務職員等</u>及び<u>育児短時間勤務職員等</u>以外の職員が<u>斉一型育児短時間勤務</u>以外の育児短時間勤務（以下この条において「<u>不斉一型育児短時間勤務</u>」という。）を始める場合、<u>不斉一型育児短時間勤務</u>をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする<u>不斉一型育児短時間勤務</u>を始める場合又は<u>育児短時間勤務職員等</u>が<u>不斉一型育児短時間勤務</u>若しくは<u>育児休業法第17条</u>の規定による短時間勤務のうち<u>斉一型短時間勤務</u>以外のものを終える場合 勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率</p> <p>(3)及び(4) <省略></p> <p>2 <省略></p> <p>別表第1（第11条関係）</p>
<省略>	<省略>
備考 <u>定年前再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等</u> にあつては、その者の勤務日の日数等を考慮し、市長が別に定める日数とする。	備考 <u>再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等</u> にあつては、その者の勤務日の日数等を考慮し、市長が別に定める日数とする。

（瀬戸市職員の育児休業に関する規則の一部改正）

第2条 瀬戸市職員の育児休業に関する規則（平成4年瀬戸市規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(<u>育児休業条例第2条第4号ア(イ)</u>の規則で</p>	<p>(<u>育児休業条例第2条第3号ア(イ)</u>の規則で</p>

定める非常勤職員) 第3条 育児休業条例第2条第4号ア(イ)の市長が規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員とする。	定める非常勤職員) 第3条 育児休業条例第2条第3号ア(イ)の市長が規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員とする。
--	--

(瀬戸市職員の退職管理に関する規則の一部改正)

第3条 瀬戸市職員の退職管理に関する規則(平成28年瀬戸市規則第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(任命権者等への再就職の届出を要しない場合) 第16条 条例第3条の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 (1) <省略> (2) <u>法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により職員として採用された場合</u> (3) <省略>	(任命権者等への再就職の届出を要しない場合) 第16条 条例第3条の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 (1) <省略> (2) <u>法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28の6第1項若しくは第2項の規定により職員として採用された場合</u> (3) <省略>

(瀬戸市職員の給与の支給等に関する規則の一部改正)

第4条 瀬戸市職員の給与の支給等に関する規則(昭和39年瀬戸市規則第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(管理職手当の支給)	(管理職手当の支給)

第3条の3 <省略>

(条例附則第21項の規定の適用を受ける職員の支給額)

第3条の4 条例附則第21項の規定の適用を受

ける職員に対する前条第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

(期末手当の支給)

第8条 <省略>

2 条例第20条第1項後段の市長が定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。

(1) <省略>

(2) その退職の後基準日までの間において次に掲げる者（非常勤職員にあつては、法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「短時間勤務職員」という。）に限る。）となったもの

アからエまで <省略>

(3) <省略>

3から11まで <省略>

第12条 <省略>

2から6まで <省略>

7 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が市長の定めるところにより定めるものとする。

(1) 定年前再任用短時間勤務職員（法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定に

第3条の3 <省略>

(期末手当の支給)

第8条 <省略>

2 条例第20条第1項後段の市長が定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。

(1) <省略>

(2) その退職の後基準日までの間において次に掲げる者（非常勤職員にあつては、法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「短時間勤務職員」という。）に限る。）となったもの

アからエまで <省略>

(3) <省略>

3から11まで <省略>

第12条 <省略>

2から6まで <省略>

7 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が市長の定めるところにより定めるものとする。

(1) 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の

<p><u>より採用された職員をいう。以下同じ。）以外の職員</u> 100分の145</p>	<p><u>規定により採用された職員（次号において「再任用職員」という。）以外の職員</u> 100分の145</p>
<p>(2) <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 100分の70 (勤務1時間当たりの給与額の算出)</p>	<p>(2) <u>再任用職員</u> 100分の70 (勤務1時間当たりの給与額の算出)</p>
<p>第14条の3 <省略></p>	<p>第14条の3 <省略></p>
<p>2 条例第22条第1項に規定する市長が規則で定める時間は、勤務時間条例第2条第1項に規定する1週間当たりの勤務時間（同条第2項の<u>育児短時間勤務職員等、同条第3項の定年前再任用短時間勤務職員及び同条第4項の任期付短時間勤務職員</u>にあつては、それぞれ同条第2項から第4項までの規定により定められた1週間当たりの勤務時間）を5で除して得た時間に19を乗じて得た時間とする。</p>	<p>2 条例第22条第1項に規定する市長が規則で定める時間は、勤務時間条例第2条第1項に規定する1週間当たりの勤務時間（同条第2項の<u>育児短時間勤務職員等、同条第3項の再任用短時間勤務職員及び同条第4項の任期付短時間勤務職員</u>にあつては、それぞれ同条第2項から第4項までの規定により定められた1週間当たりの勤務時間）を5で除して得た時間に19を乗じて得た時間とする。</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>1から3まで <省略></p>	<p>1から3まで <省略></p>
<p><u>(条例附則第21項の規定の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当の額)</u></p>	
<p>4 <u>条例附則第21項の規定の適用を受ける職員に対する第7条の2第1項及び第3項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「に定める額」とあるのは、「に定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。</u></p>	

(瀬戸市労務職員の給与に関する規則の一部改正)

第5条 瀬戸市労務職員の給与に関する規則（昭和42年瀬戸市規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下

線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1 から 3 まで <省略></p> <p><u>(定年の引上げに伴う給与に関する特例措置)</u></p> <p>4 <u>当分の間、労務職員の給料月額は、当該労務職員が 6 0 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日以後、当該労務職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該労務職員の属する職務の級及び当該労務職員の受ける号給に応じた額に 1 0 0 分の 7 0 を乗じて得た額（当該額に、5 0 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、5 0 円以上 1 0 0 円未満の端数を生じたときはこれを 1 0 0 円に切り上げるものとする。）とする。</u></p> <p>5 <u>前項に規定するもののほか、地方公務員法の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和 4 年瀬戸市条例第 3 1 号）第 8 条に規定する瀬戸市職員の定年等に関する条例（昭和 5 9 年瀬戸市条例第 1 6 号）第 3 条の改正規定による定年の引上げに伴う給与に関する特例措置については、瀬戸市職員の給与に関する条例の適用を受ける者の例による。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1 から 3 まで <省略></p>

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

職員の 区 分	級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	136,200	187,400	208,500	254,100	281,000
	2	137,100	188,700	209,700	255,300	282,900
	3	138,100	190,100	211,100	256,300	284,500

4	139,000	191,300	212,300	257,400	286,200
5	140,000	192,300	213,600	258,300	287,900
6	141,000	193,800	215,000	259,300	289,400
7	142,000	195,200	216,400	260,400	290,600
8	143,000	196,500	217,800	261,300	291,800
9	143,800	197,900	219,100	262,200	293,300
10	144,800	198,900	220,700	262,900	295,100
11	145,800	200,200	222,300	263,800	296,800
12	146,900	201,200	223,700	264,700	298,600
13	147,700	202,400	224,900	265,700	300,000
14	148,700	203,500	226,400	266,700	301,700
15	149,800	204,600	227,900	267,600	303,300
16	150,800	205,700	229,200	268,500	304,800
17	151,900	206,600	230,000	269,400	306,300
18	153,300	207,700	230,700	270,500	307,900
19	154,500	208,700	231,600	271,500	309,500
20	155,700	209,700	232,600	272,300	311,200
21	156,800	210,600	233,200	273,200	312,200
22	158,000	211,700	234,700	274,100	313,600
23	159,200	212,800	236,000	275,100	315,000
24	160,400	213,700	237,000	275,900	316,500
25	161,500	214,600	238,300	276,500	317,600
26	163,000	215,500	239,500	277,300	319,100
27	164,500	216,200	240,800	278,200	320,500
28	166,000	217,100	242,000	279,100	321,900
29	167,400	217,900	242,800	280,000	323,500
30	168,800	219,100	244,000	281,100	324,700
31	170,300	220,100	245,200	282,100	326,000
32	171,800	220,900	246,300	283,100	327,200
33	173,100	221,500	247,400	283,800	328,300
34	174,800	222,500	248,400	284,700	329,200
35	176,500	223,600	249,500	285,600	330,300
36	178,200	224,700	250,500	286,700	331,400
37	179,900	225,200	251,600	287,300	332,500

38	181,300	226,300	252,500	288,200	333,600
39	183,000	227,400	253,500	289,100	334,600
40	184,500	228,400	254,500	290,000	335,600
41	185,800	229,200	255,500	290,600	336,600
42	187,200	230,200	256,700	291,600	337,600
43	188,500	231,200	257,600	292,600	338,600
44	189,900	232,100	258,900	293,500	339,600
45	191,400	233,000	259,600	294,200	340,500
46	192,700	233,900	260,600	295,100	341,500
47	194,100	234,700	261,700	296,000	342,500
48	195,500	235,400	262,600	296,900	343,500
49	196,800	236,300	263,700	297,600	344,400
50	197,900	237,300	264,700	298,200	345,300
51	199,000	238,300	265,800	298,900	346,200
52	200,200	239,300	266,500	299,700	347,000
53	201,300	240,300	267,200	300,300	347,800
54	202,400	241,300	268,000	301,100	348,600
55	203,300	242,000	269,000	301,800	349,400
56	204,400	242,700	270,000	302,500	350,100
57	205,500	243,500	270,800	303,200	350,800
58	206,400	244,400	271,800	303,900	351,600
59	207,400	245,300	272,900	304,700	352,400
60	208,400	246,000	273,900	305,400	353,100
61	209,500	246,800	274,900	306,000	353,800
62	210,400	247,600	276,000	306,700	354,500
63	211,300	248,500	276,800	307,400	355,200
64	212,200	249,200	277,900	308,100	355,900
65	212,800	250,000	278,700	308,600	356,500
66	213,600	250,600	279,500	309,100	357,000
67	214,300	251,300	280,300	309,700	357,500
68	215,000	251,800	281,100	310,300	358,000
69	215,400	252,500	281,700	310,900	358,400
70	215,800	253,100	282,500	311,300	359,000
71	216,100	253,500	283,300	311,800	359,600

72	216,400	253,900	284,000	312,300	360,200
73	216,600	254,100	284,800	312,600	360,800
74	217,000	254,500	285,500	313,100	361,400
75	217,400	255,000	286,300	313,600	362,000
76	218,000	255,500	287,100	314,000	362,600
77	218,200	255,800	287,700	314,200	363,200
78	218,700	256,200	288,200	314,500	363,800
79	219,100	256,700	288,700	314,800	364,400
80	219,500	257,200	289,100	315,100	365,000
81	220,000	257,500	289,500	315,400	365,600
82	220,300	257,800	289,900	315,700	366,200
83	220,600	258,100	290,400	316,000	366,800
84	221,000	258,400	290,900	316,300	367,400
85	221,500	258,600	291,300	316,500	368,000
86	221,900	258,800	291,900	316,900	368,600
87	222,300	259,100	292,500	317,200	369,200
88	223,000	259,400	293,100	317,400	369,800
89	223,400	259,600	293,400	317,600	370,400
90	223,900	259,800	293,900	317,900	371,000
91	224,400	260,200	294,400	318,200	371,600
92	224,800	260,400	294,800	318,500	372,200
93	225,100	260,700	295,200	318,700	372,800
94	225,500	261,100	295,700	319,000	373,400
95	225,900	261,400	296,200	319,300	374,000
96	226,200	261,700	296,700	319,500	374,600
97	226,500	261,900	297,000	319,700	375,200
98	226,900	262,200	297,400	320,000	375,800
99	227,300	262,400	297,900	320,300	376,400
100	227,700	262,700	298,400	320,500	377,000
101	228,100	263,000	298,800	320,700	377,600
102	228,500	263,200	299,200	321,100	378,200
103	228,900	263,500	299,500	321,500	378,800
104	229,300	263,800	299,800	321,900	379,400
105	229,700	264,000	300,100	322,300	380,000

106	230,200	264,200	300,500	322,700	380,600
107	230,500	264,500	300,900	323,100	381,200
108	230,900	264,700	301,300	323,500	381,800
109	231,100	265,000	301,600	323,900	382,400
110	231,500	265,300	302,000	324,300	383,000
111	232,000	265,600	302,400	324,700	383,600
112	232,400	265,800	302,700	325,100	384,200
113	232,600	266,000	302,900	325,500	384,800
114	233,100	266,300	303,200	325,900	385,400
115	233,600	266,500	303,500	326,300	386,000
116	234,100	266,700	303,700	326,700	386,600
117	234,400	267,000	303,900	327,100	387,200
118	234,800	267,300	304,200	327,500	387,800
119	235,200	267,600	304,500	327,900	388,400
120	235,600	267,900	304,700	328,300	389,000
121	236,000	268,100	304,900	328,700	389,600
122		268,300	305,200	329,100	390,200
123		268,600	305,500	329,500	390,800
124		268,900	305,700	329,900	391,400
125		269,100	305,900	330,300	392,000
126		269,300	306,200	330,700	392,600
127		269,600	306,500	331,100	393,200
128		269,900	306,700	331,500	393,800
129		270,100	306,900	331,900	394,400
130		270,300	307,200	332,300	395,000
131		270,600	307,500	332,700	395,600
132		270,900	307,700	333,100	396,200
133		271,100	307,900	333,500	396,800
134		271,300	308,300	333,900	397,400
135		271,600	308,700	334,300	398,000
136		271,900	309,100	334,700	398,600
137		272,100	309,500	335,100	399,200
138			309,900	335,500	399,800
139			310,300	335,900	400,400

定年前任用短時間勤務職員以外の職員	<省略>					再任用職員以外の職員	<省略>					
定年前任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	再任用職員						
	円	円	円	円	円							
	19	20	22	24	27		19	20	22	24	27	
	3,6	4,7	3,2	4,0	4,7		3,6	4,7	3,2	4,0	4,7	
	00	00	00	00	00		00	00	00	00	00	

(瀬戸市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正)

第6条 瀬戸市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和39年瀬戸市規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(降格)</p> <p>第12条 <u>職員を降格させる場合には、その職務に応じ、その者の属する職務の級を下位の職務の級に決定するものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により職員を降格させる場合には、当該職員の人事考課の結果又は勤務成績を判定するに足りると認められる事実に基づきその職務の級より下位の職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められな</u></p>	<p>(降格)</p> <p>第12条 <u>職員を降格させた場合におけるその者の号給は、その者が降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近下位の号給）とする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により職員の号給を決定することが著しく不相当であると認められる場合は、同項の規定にかかわらず、その者の号給を決定することができる。</u></p>

<p>なければならない。</p> <p><u>(降格の場合の号給)</u></p> <p>第13条 <u>職員を降格させた場合におけるその者の号給は、その者が降格した日の前日に受けていた号給に基づき、市長が定める。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により職員の号給を決定することが著しく不相当であると認められる場合には、同項の規定にかかわらず、あらかじめ市長の承認を得て、その者の号給を決定することができる。この場合において、当該号給は、当該職員が降格した日の前日に受けていた給料月額に達しない額の号給でなければならない。</u></p>	<p>第13条 <u>削除</u></p>
--	-----------------------

(瀬戸市労務職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正)

第7条 瀬戸市労務職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和39年瀬戸市規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(降格)</p> <p>第7条 <u>職員を降格させる場合には、その職務に応じ、その者の属する職務の級を下位の職務の級に決定するものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により職員を降格させる場合には、当該職員の人事考課の結果又は勤務成績を判定するに足りると認められる事実に基づきその職務の級より下位の職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められなければならない。</u></p> <p><u>(降格の場合の号給)</u></p> <p>第7条の2 <u>職員を降格させた場合におけるその</u></p>	<p>(降格)</p> <p>第7条 <u>職員を降格（職員の職務の級を給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近下位の号給）とする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により職員の号給を決定することが著しく不相当であると認められる場合は、同項の規定にかかわらず、その者の号給を決定することができる。</u></p>

<p>者の号給は、その者が降格した日の前日に受けていた号給に基づき、市長が定める。</p> <p>2 前項の規定により職員の号給を決定することが著しく不相当であると認められる場合には、同項の規定にかかわらず、あらかじめ市長の承認を得て、その者の号給を決定することができる。この場合において、当該号給は、当該職員が降格した日の前日に受けていた給料月額に達しない額の号給でなければならない。</p>

(瀬戸市職員の通勤手当に関する規則の一部改正)

第8条 瀬戸市職員の通勤手当に関する規則（平成16年瀬戸市規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(支給対象者及び支給額)</p> <p>第5条 条例第14条第1項に規定する職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) 通勤のため自動車、原動機付自転車、自転車その他原動機付の交通用具（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、<u>当該職員</u>の支給単位期間の通勤に要す</p>	<p>(支給対象者及び支給額)</p> <p>第5条 条例第14条第1項に規定する職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) 通勤のため自動車、原動機付自転車、自転車その他原動機付の交通用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、<u>その者</u>の支給単位期間の通勤に要する</p>

<p>る運賃の額に相当する額（以下「運賃相当額」という。）。ただし、運賃相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃相当額」という。）が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円を支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関を利用するものとして当該運賃の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）</p> <p>(2) <省略></p> <p>3及び4 <省略></p> <p>（定年再任用短時間勤務職員に係る通勤手当の減額）</p> <p>第6条 <省略></p> <p>（支給単位期間）</p> <p>第12条 <省略></p> <p>2 <省略></p> <p>3 前項の交通機関について、同項に定める期間に係る最後の月の前月以前に、<u>法第28条の6第1項</u>の規定による退職その他の離職をすること、長期間の研修等のために旅行をすること、勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃の額に変更があることその他市長が定める事由が生ずることが同項に定める期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月）<u>までの期間</u>について、前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。</p>	<p>運賃の額に相当する額（以下「運賃相当額」という。）。ただし、運賃相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃相当額」という。）が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円を支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関を利用するものとして当該運賃の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）</p> <p>(2) <省略></p> <p>3及び4 <省略></p> <p>（再任用短時間勤務職員に係る通勤手当の減額）</p> <p>第6条 <省略></p> <p>（支給単位期間）</p> <p>第12条 <省略></p> <p>2 <省略></p> <p>3 前項の交通機関について、同項に定める期間に係る最後の月の前月以前に、<u>法第28条の2第1項</u>の規定による退職その他の離職をすること、長期間の研修等のために旅行をすること、勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃の額に変更があることその他市長が定める事由が生ずることが同項に定める期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月）<u>までの期間</u>について、前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。</p>
---	---

(施行期日)

第1条 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第5条の規定による改正後の瀬戸市労務職員の給与に関する規則別表に定める給料表は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

(定義)

第2条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 令和3年改正法 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）をいう。
- (2) 暫定再任用職員 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。
- (3) 暫定再任用短時間勤務職員 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。
- (4) 定年前再任用短時間勤務職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。

(瀬戸市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第3条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第1条の規定による改正後の瀬戸市職員の勤務時間、休暇等に関する規則第11条第3項及び第6項の規定を適用する。

2 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第1条の規定による改正後の瀬戸市職員の勤務時間、休暇等に関する

る規則第8条の3第2項、第11条第1項、第11条の2第1項及び別表の規定を適用する。

- 3 暫定再任用短時間勤務職員に対する第1条の規定による改正後の瀬戸市職員の勤務時間、休暇等に関する規則第11条第2項の規定の適用については、同項中「又は第22条の5第1項」とあるのは、「若しくは第22条の5第1項又は地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項若しくは第2項」とする。

（瀬戸市職員の退職管理に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第4条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第3条の規定による改正後の瀬戸市職員の退職管理に関する規則第16条第2号の規定を適用する。この場合において、同号中「法第22条の4第1項又は第22条の5第1項」とあるのは、「地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項」とする。

- 2 この規則の施行前に、令和3年改正法による改正前の地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28の6第1項若しくは第2項の規定により職員として採用された場合における第3条の規定による改正後の瀬戸市職員の退職管理に関する規則第16条の規定の適用については、なお従前の例による。

（瀬戸市職員の給与の支給等に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第5条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第4条の規定による改正後の瀬戸市職員の給与の支給等に関する規則第12条第7項の規定を適用する。

- 2 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなし

て、第4条の規定による改正後の瀬戸市職員の給与の支給等に関する規則第14条の3第2項の規定を適用する。

(瀬戸市労務職員の給与に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第6条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される第5条の2の規定による改正後の瀬戸市労務職員の給与に関する規則別表に定める給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される第5条の2の規定による改正後の瀬戸市労務職員の給与に関する規則別表に定める給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額とする。